

2025年7月1日

「貯金関係規定」の一部改正について

平素は当会をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、当会では2025年8月1日付で下記の「貯金関係規定」を一部改正いたします。
改正内容の詳細につきましては、以下の改正箇所にかかる新旧対照表をご参照ください。

記

1. 対象となる貯金規定

- ・ 普通貯金規定
- ・ 総合口座取引規定
- ・ 普通貯金無利息型（決済用）規定
- ・ 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- ・ スーパー定期貯金規定（単利型）
- ・ スーパー定期貯金規定（複利型）
- ・ 自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）
- ・ 自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）
- ・ 定期積金規定
- ・ 譲渡性貯金規定

2. 改正日

2025年8月1日（金）

以 上

普通貯金規定

1. ～ 5. (省略)

6. (スウィングサービス)

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、① (削除)の方法により、貯金口座間の自動振替を行います。
- ① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより (削除) 定期貯金口座へ (削除) 自動振替を行います。
- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。
- ① 定額型
- A 順スウィング
- 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。
- (削除)
- ② 残高型
- A 順スウィング
- 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。
- (削除)
- (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。
- (削除)
- (削除)
- ① 普通貯金と定期貯金間 (削除) の振替金額は、１０万円以上９０万円以下の千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と定期貯金間 (削除) の口座維持残高は、１０万円以上千円単位とし、その超過額については、１０万円以上９０万円以下の１０万円単位で指定できます。
- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

普通貯金規定

1. ～ 5. (省略)

6. (スウィングサービス)

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、① と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。
- ① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより 貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。
- ② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。
- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。
- ① 定額型
- A 順スウィング
- 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。
- B 逆スウィング
- 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。
- ② 残高型
- A 順スウィング
- 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。
- B 逆スウィング
- 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング先口座（入金口座）の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座（支払口座）より振替えます。ただし、第１項および第２項いずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高（貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。）が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。
- (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。
- ① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、１千円以上千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、１千円以上千円単位で指定できます。
- ③ 普通貯金と定期貯金間 または貯蓄貯金と定期貯金間 の振替金額は、１０万円以上９０万円以下の千円単位で指定できます。
- ④ 普通貯金と定期貯金間 または貯蓄貯金と定期貯金間 の口座維持残高は、１０万円以上千円単位とし、その超過額については、１０万円以上９０万円以下の１０万円単位で指定できます。
- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

【改正後】

- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。
- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

7. ～22. (省略)

以 上
(2025年8月1日現在)

【改正前】

- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。
- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

7. ～22. (省略)

以 上
(2025年4月1日現在)

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
- ① 普通貯金
 - ② スーパー定期貯金、大口定期貯金 (削除)（以下、これらを「定期貯金」といいます。）
 - ③ 第2号の定期貯金を担保とする当座貸越
- (2) 普通貯金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号、第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当会の当該各取引の規定により取扱います。ただし、定期貯金には、証券類の受入れはできません。

2. ～4. (省略)

5. (スウィングサービス)

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、① (削除)の方法により、貯金口座間の自動振替を行います。
- ① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより (削除) 定期貯金口座へ (削除) 自動振替を行います。
- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。
- ① 定額型
 - A 順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。
(削除)
 - ② 残高型
 - A 順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。
(削除)
- (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。
(削除)
(削除)

総合口座取引規定

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
- ① 普通貯金
 - ② スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金（以下、これらを「定期貯金」といいます。）
 - ③ 第2号の定期貯金を担保とする当座貸越
- (2) 普通貯金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号、第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当会の当該各取引の規定により取扱います。ただし、定期貯金には、証券類の受入れはできません。

2. ～4. (省略)

5. (スウィングサービス)

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。
- ① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより 貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ 自動振替を行います。
 - ② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。
- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。
- ① 定額型
 - A 順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。
 - B 逆スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。
 - ② 残高型
 - A 順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。
 - B 逆スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、スウィング先口座（入金口座）の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座（支払口座）より振替えます。ただし、第1項および第2項いずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高（貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。）が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。
- (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。
- ① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、1千円以上千円単位で指定できます。
 - ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、1千円以上千円単位で指定できます。

- ① 普通貯金と定期貯金間 (削除) の振替金額は、１０万円以上９０万円以下の千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と定期貯金間 (削除) の口座維持残高は、１０万円以上千円単位とし、その超過額については、１０万円以上９０万円以下の１０万円単位で指定できます。
- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。
- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。
- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

6.（貯金利息の支払い）

- (1) 普通貯金の利息は、毎年２月と８月の当会所定の日に、普通貯金に組入れます。
- (2) 定期貯金の利息は、元金に組入れる場合 (削除) を除き、その利払日に普通貯金に入金します。現金で受取ることはできません。

7. ～8.（省略）

9.（貸越金利息等）

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年２月と８月の当会所定の日に、１年を 365 日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A スーパー定期貯金を貸越金の担保とする場合
そのスーパー定期貯金ごとにその約定利率に当会所定の利率を加えた利率
- B 大口定期貯金を貸越金の担保とする場合
その大口定期貯金ごとにその約定利率に当会所定の利率を加えた利率
(削除)
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当会からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期貯金の全額の解約または担保解除により、定期貯金残高の合計額が零となった場合には、第１号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 当会に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、当会所定の利率とします。

10. ～23.（省略）

以 上
(2025 年 8 月 1 日現在)

- ③ 普通貯金と定期貯金間 または貯蓄貯金と定期貯金間 の振替金額は、１０万円以上９０万円以下の千円単位で指定できます。
- ④ 普通貯金と定期貯金間 または貯蓄貯金と定期貯金間 の口座維持残高は、１０万円以上千円単位とし、その超過額については、１０万円以上９０万円以下の１０万円単位で指定できます。
- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。
- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。
- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

6.（貯金利息の支払い）

- (1) 普通貯金の利息は、毎年２月と８月の当会所定の日に、普通貯金に組入れます。
- (2) 定期貯金の利息は、元金に組入れる場合 および中間払利息を中間利息定期貯金とする場合 を除き、その利払日に普通貯金に入金します。現金で受取ることはできません。

7. ～8.（省略）

9.（貸越金利息等）

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年２月と８月の当会所定の日に、１年を 365 日として日割計算のうえ普通貯金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A スーパー定期貯金を貸越金の担保とする場合
そのスーパー定期貯金ごとにその約定利率に当会所定の利率を加えた利率
- B 大口定期貯金を貸越金の担保とする場合
その大口定期貯金ごとにその約定利率に当会所定の利率を加えた利率
- C 変動金利定期貯金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期貯金ごとにその約定利率に当会所定の利率を加えた利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当会からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期貯金の全額の解約または担保解除により、定期貯金残高の合計額が零となった場合には、第１号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 当会に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、当会所定の利率とします。

10. ～23.（省略）

以 上
(2025 年 4 月 1 日現在)

普通貯金無利息型（決済用）規定

１．～５．（省略）

６．（スウィングサービス）

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、① （削除） 方法により、貯金口座間の自動振替を行います。
- ① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより （削除） 定期貯金口座へ （削除） 自動振替を行います。
- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。
- ① 定額型
- A 順スウィング
- 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。
- （削除）
- ② 残高型
- A 順スウィング
- 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。
- （削除）
- (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。
- （削除）
- （削除）
- ① 普通貯金と定期貯金間 （削除） の振替金額は、１０万円以上９０万円以下の千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と定期貯金間 （削除） の口座維持残高は、１０万円以上千円単位とし、その超過額については、１０万円以上９０万円以下の１０万円単位で指定できます。
- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

普通貯金無利息型（決済用）規定

１．～５．（省略）

６．（スウィングサービス）

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、① と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。
- ① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより 貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。
- ② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。
- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。
- ① 定額型
- A 順スウィング
- 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。
- B 逆スウィング
- 貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。
- ② 残高型
- A 順スウィング
- 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。
- B 逆スウィング
- 貯金者の指定した振替指定日に、スウィング先口座（入金口座）の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座（支払口座）より振替えます。ただし、第１項および第２項いずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高（貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。）が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。
- (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。
- ① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、１千円以上千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、１千円以上千円単位で指定できます。
- ③ 普通貯金と定期貯金間 または貯蓄貯金と定期貯金間 の振替金額は、１０万円以上９０万円以下の千円単位で指定できます。
- ④ 普通貯金と定期貯金間 または貯蓄貯金と定期貯金間 の口座維持残高は、１０万円以上千円単位とし、その超過額については、１０万円以上９０万円以下の１０万円単位で指定できます。
- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

【改正後】

- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。
- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

7. ～22. (省略)

以 上
(2025年8月1日 現在)

【改正前】

- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。
- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

7. ～22. (省略)

以 上
(2025年4月1日 現在)

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

1.（総合口座取引）

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
- ① 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）です。以下同じ。）
 - ② スーパー定期貯金、大口定期貯金 （削除）（以下、これらを「定期貯金」といいます。）
 - ③ 第2号の定期貯金を担保とする当座貸越
- (2) 普通貯金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号、第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当会の当該各取引の規定により取扱います。ただし、定期貯金には、証券類の受入れはできません。

2.～4.（省略）

5.（スウィングサービス）

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、① （削除）の方法により、貯金口座間の自動振替を行います。
- ① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより （削除）定期貯金口座へ （削除）自動振替を行います。
- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。
- ① 定額型
 - A 順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。
（削除）
 - ② 残高型
 - A 順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。
（削除）
- (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。
（削除）
（削除）

総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

1.（総合口座取引）

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下、「この取引」といいます。）ができます。
- ① 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）です。以下同じ。）
 - ② スーパー定期貯金、大口定期貯金、変動金利定期貯金（以下、これらを「定期貯金」といいます。）
 - ③ 第2号の定期貯金を担保とする当座貸越
- (2) 普通貯金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号、第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当会の当該各取引の規定により取扱います。ただし、定期貯金には、証券類の受入れはできません。

2.～4.（省略）

5.（スウィングサービス）

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、①と②のどちらかの方法により、貯金口座間の自動振替を行います。
- ① 順スウィング：契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより 貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ自動振替を行います。
 - ② 逆スウィング：自動振替等の決済口座である普通貯金の残高を維持するために、貯蓄貯金口座から自動支払いにより普通貯金口座へ自動振替します。
- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。
- ① 定額型
 - A 順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。
 - B 逆スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。
 - ② 残高型
 - A 順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。
 - B 逆スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、スウィング先口座（入金口座）の残高が口座維持残高に満たない場合に、不足している金額をスウィング元口座（支払口座）より振替えます。ただし、第1項および第2項いずれの場合も振替指定日のスウィング元口座残高（貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。また未決済の受入証券類の金額等は除きます。）が、振替金額およびスウィング手数料の合計金額に満たない場合は、通知することなくその回の口座振替を行いません。
- (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。
- ① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、1千円以上千円単位で指定できます。
 - ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、1千円以上千円単位で指定できます。

- ① 普通貯金と定期貯金間 (削除) の振替金額は、１０万円以上９０万円以下の千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と定期貯金間 (削除) の口座維持残高は、１０万円以上千円単位とし、その超過額については、１０万円以上９０万円以下の１０万円単位で指定できます。
- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。
- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。
- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

6.（貯金利息の支払い）

- (1) 普通貯金には利息をつけません。
- (2) 定期貯金の利息は、元金に組入れる場合 (削除) を除き、その利払日に普通貯金に入金します。現金で受取ることはできません。

7. ～8.（省略）

9.（貸越金利等）

- (1)① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 2 月と 8 月の当会所定の日に、1 年を 365 日として日割計算のうえ普通貯金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A スーパー定期貯金を貸越金の担保とする場合
そのスーパー定期貯金ごとにその約定利率に当会所定の利率を加えた利率
- B 大口定期貯金を貸越金の担保とする場合
その大口定期貯金ごとにその約定利率に当会所定の利率を加えた利率
(削除)
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当会からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期貯金の全額の解約または担保解除により、定期貯金残高の合計額が零となった場合には、第 1 号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 当会に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、当会所定の利率とします。

10. ～23.（省略）

以上
(2025 年 8 月 1 日現在)

- ③ 普通貯金と定期貯金間 または貯蓄貯金と定期貯金間 の振替金額は、１０万円以上９０万円以下の千円単位で指定できます。
- ④ 普通貯金と定期貯金間 または貯蓄貯金と定期貯金間 の口座維持残高は、１０万円以上千円単位とし、その超過額については、１０万円以上９０万円以下の１０万円単位で指定できます。
- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。
- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。
- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

6.（貯金利息の支払い）

- (1) 普通貯金には利息をつけません。
- (2) 定期貯金の利息は、元金に組入れる場合 および中間払利息を中間利息定期貯金とする場合 を除き、その利払日に普通貯金に入金します。現金で受取ることはできません。

7. ～8.（省略）

9.（貸越金利等）

- (1)① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 2 月と 8 月の当会所定の日に、1 年を 365 日として日割計算のうえ普通貯金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A スーパー定期貯金を貸越金の担保とする場合
そのスーパー定期貯金ごとにその約定利率に当会所定の利率を加えた利率
- B 大口定期貯金を貸越金の担保とする場合
その大口定期貯金ごとにその約定利率に当会所定の利率を加えた利率
- C 変動金利定期貯金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期貯金ごとにその約定利率に当会所定の利率を加えた利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当会からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期貯金の全額の解約または担保解除により、定期貯金残高の合計額が零となった場合には、第 1 号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 当会に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、当会所定の利率とします。

10. ～23.（省略）

以上
(2025 年 4 月 1 日現在)

スーパー定期貯金規定（単利型）

１．～２．（省略）

３．（スウィングサービス）

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより （削除） 定期貯金口座へ （削除） 自動振替を行います。

- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。

① 定額型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。

② 残高型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。

- (3) 振替金額のお取り扱いについては次のとおりとします。

（削除）（削除）

- ① 普通貯金と定期貯金間 （削除） の振替金額は、１０万円以上９０万円以下の千円単位で指定できます。

- ② 普通貯金と定期貯金間 （削除） の口座維持残高は、１０万円以上千円単位とし、その超過額については、１０万円以上９０万円以下の１０万円単位で指定できます。

- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

- (5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。

- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

４．（利 息）

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利

スーパー定期貯金規定（単利型）

１．～２．（省略）

３．（スウィングサービス）

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより 貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ 自動振替を行います。

- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。

① 定額型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。

② 残高型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。

- (3) 振替金額のお取り扱いについては次のとおりとします。

- ① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、１千円以上千円単位で指定できます。

- ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、１千円以上千円単位で指定できます。

- ③ 普通貯金と定期貯金間 または貯蓄貯金と定期貯金間 の振替金額は、１０万円以上９０万円以下の千円単位で指定できます。

- ④ 普通貯金と定期貯金間 または貯蓄貯金と定期貯金間 の口座維持残高は、１０万円以上千円単位とし、その超過額については、１０万円以上９０万円以下の１０万円単位で指定できます。

- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。

- (5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。

- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。

- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

４．（利 息）

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利

【改正後】

払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。（削除）

A 現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。

（削除）

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。

(2)～(4) （省略）

5. ～10. （省略）

（削除）

11. （通知等）

12. （保険事故発生時における貯金者からの相殺）

13. （休眠預金等活用法に係る異動事由）

14. （休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

15. （休眠預金等代替金に関する取扱い）

16. （規定の変更等）

以 上

（2025 年 8 月 1 日現在）

【改正前】

払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の 2 年後の応当日を満期日としたこの貯金（以下、「スーパー定期貯金 2 年もの」といいます。）に限り、中間払利息を定期貯金とすることができます。

A 現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。

B 貯金口座へ振替える場合には、中間利払日（中間利払日が休日の場合は翌営業日）に指定口座へ入金します。

C 定期貯金とする場合には、中間利払日にこのスーパー定期貯金 2 年ものと満期日を同一にするこの貯金（以下、「中間利息定期貯金」といいます。）とし、中間利息定期貯金の利率は、中間利払日における当会所定の利率を適用します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。

(2)～(4) （省略）

5. ～10. （省略）

11. （中間利息定期貯金）

(1) 中間利息定期貯金の利息については、第 4 条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期貯金については、その内容を通帳または証書に記載し、次により取扱います。

① 印鑑はこの貯金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期貯金をこの貯金とともに解約または書替継続する場合は、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。

12. （通知等）

13. （保険事故発生時における貯金者からの相殺）

14. （休眠預金等活用法に係る異動事由）

15. （休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

16. （休眠預金等代替金に関する取扱い）

17. （規定の変更等）

以 上

（2024 年 4 月 1 日現在）

スーパー定期貯金規定（複利型）

1. ～2. （省略）

3. （スウィングサービス）

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより （削除） 定期貯金口座へ （削除） 自動振替を行います。
- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。
- ① 定額型
順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。
- ② 残高型
順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。
- (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。
- （削除）
（削除）
- ① 普通貯金と定期貯金間 （削除） の振替金額は、10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と定期貯金間 （削除） の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については、10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。
- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。
- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。
- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

4. ～16. （省略）

以上
(2025年8月1日現在)

スーパー定期貯金規定（複利型）

1. ～2. （省略）

3. （スウィングサービス）

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより 貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ 自動振替を行います。
- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。
- ① 定額型
順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。
- ② 残高型
順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。
- (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。
- ① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、1千円以上千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、1千円以上千円単位で指定できます。
- ③ 普通貯金と定期貯金間 または貯蓄貯金と定期貯金間 の振替金額は、10万円以上90万円以下の千円単位で指定できます。
- ④ 普通貯金と定期貯金間 または貯蓄貯金と定期貯金間 の口座維持残高は、10万円以上千円単位とし、その超過額については、10万円以上90万円以下の10万円単位で指定できます。
- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。
- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。
- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

4. ～16. （省略）

以上
(2024年4月1日現在)

自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）

１．～２．（省略）

３．（スウィングサービス）

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより （削除） 定期貯金口座へ （削除） 自動振替を行います。
- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。
- ① 定額型
順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。
- ② 残高型
順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。
- (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。
- （削除）
（削除）
- ① 普通貯金と定期貯金間 （削除） の振替金額は、１０万円以上９０万円以下の千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と定期貯金間 （削除） の口座維持残高は、１０万円以上千円単位とし、その超過額については、１０万円以上９０万円以下の１０万円単位で指定できます。
- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。
- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。
- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

４．（利 息）

- (1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第１条第２項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。

自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）

１．～２．（省略）

３．（スウィングサービス）

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより 貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ 自動振替を行います。
- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。
- ① 定額型
順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。
- ② 残高型
順スウィング
貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。
- (3) 振替金額のお取扱いについては次のとおりとします。
- ① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、１千円以上千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、１千円以上千円単位で指定できます。
- ③ 普通貯金と定期貯金間 または貯蓄貯金と定期貯金間 の振替金額は、１０万円以上９０万円以下の千円単位で指定できます。
- ④ 普通貯金と定期貯金間 または貯蓄貯金と定期貯金間 の口座維持残高は、１０万円以上千円単位とし、その超過額については、１０万円以上９０万円以下の１０万円単位で指定できます。
- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落しにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。
- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。
- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

４．（利 息）

- (1) この貯金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（継続後の貯金については前記第１条第２項の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは次によります。なお、満期日および中間利払日が休日にあたる場合、指定された貯金口座への入金は翌営業日となります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間払利率（継続後の貯金の中間払利率は、継続後の貯金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間払日に支払います。（削除）
- ② 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。（削除）
- ② 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の中間払利息は、中間払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (3)～(5)（省略）

5. ～10. （省略）

（削除）

11. （通知等）

12. （保険事故発生時における貯金者からの相殺）

13. （休眠貯金等活用法に係る異動事由）

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間払利率（継続後の貯金の中間払利率は、継続後の貯金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下、「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの貯金（以下、「自動継続スーパー定期貯金2年もの」といいます。）に限り、中間払利息を定期貯金とすることができます。
- ② 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下、「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。
- (2) この貯金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの貯金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 自動継続スーパー定期貯金2年ものの中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
- A 貯金口座へ振替える場合には、中間払日および満期日に指定口座に入金します。
- B 中間払利息を定期貯金とする場合には、中間払日にその自動継続スーパー定期貯金2年ものと満期日を同一にするスーパー定期貯金（以下、「中間利息定期貯金」といいます。）とし、その利率は、中間払日における当会所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期貯金の元利金とともに合計して自動継続スーパー定期貯金2年ものに継続します。
- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の中間払利息は、中間払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当会所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (3)～(5)（省略）

5. ～10. （省略）

11. （中間利息定期貯金）

- (1) 中間利息定期貯金の利息については、第4条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期貯金については、その内容を通帳または証書に記載し、次により取扱います。
- ① 印鑑はこの貯金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期貯金をこの貯金とともに解約または書替継続する場合は、当会所定の定期貯金解約申込書または定期貯金書替継続申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに、当店に提出してください。
- ③ 中間利息定期貯金のみを解約するときは、当会所定の定期貯金解約申込書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに当店に提出してください。
- (3) 中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、第4条第2項第2号のBの規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。

12. （通知等）

13. （保険事故発生時における貯金者からの相殺）

14. （休眠預金等活用法に係る異動事由）

【改正後】

14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

15. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

16. (規定の変更等)

以 上
(2025年8月1日 現在)

【改正前】

15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

16. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

17. (規定の変更等)

以 上
(2024年4月1日 現在)

自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）

1. ～2. （省略）

3. （スウィングサービス）

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより （削除） 定期貯金口座へ （削除） 自動振替を行います。
- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。

① 定額型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。

② 残高型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。

- (3) 振替金額のお取り扱いについては次のとおりとします。

（削除）

（削除）

- ① 普通貯金と定期貯金間 （削除） の振替金額は、１０万円以上９０万円以下の千円単位で指定できます。
- ② 普通貯金と定期貯金間 （削除） の口座維持残高は、１０万円以上千円単位とし、その超過額については、１０万円以上９０万円以下の１０万円単位で指定できます。
- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。
- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。
- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

4. ～16. （省略）

以 上

(2025年8月1日現在)

自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）

1. ～2. （省略）

3. （スウィングサービス）

- (1) スウィングサービス依頼書の提出を受けて、スウィングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を行うときは、契約内容に応じて、普通貯金口座から自動支払いにより 貯蓄貯金口座または定期貯金口座へ、貯蓄貯金口座から自動支払いにより定期貯金口座へ 自動振替を行います。
- (2) 本サービスによる貯金口座間の自動振替は、次により取扱います。

① 定額型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、一定の振替金額をスウィング元口座（支払口座）からスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。また、スウィング元口座（支払口座）の適用利率とスウィング先口座（入金口座）の適用利率を比較して、同率またはスウィング元口座（支払口座）の適用利率が高い場合には、スウィング処理は行いません。

② 残高型

順スウィング

貯金者の指定した振替指定日に、スウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高を超えている場合に、超過している金額をスウィング先口座（入金口座）へ振替えます。ただし、振替指定日のスウィング元口座（支払口座）の残高が口座維持残高および振替単位の金額に満たない場合は振替を行いません。

- (3) 振替金額のお取り扱いについては次のとおりとします。

① 普通貯金と貯蓄貯金間の振替金額は、１千円以上千円単位で指定できます。

② 普通貯金と貯蓄貯金間の口座維持残高は、１千円以上千円単位で指定できます。

③ 普通貯金と定期貯金間または貯蓄貯金と定期貯金間の振替金額は、１０万円以上９０万円以下の千円単位で指定できます。

④ 普通貯金と定期貯金間または貯蓄貯金と定期貯金間の口座維持残高は、１０万円以上千円単位とし、その超過額については、１０万円以上９０万円以下の１０万円単位で指定できます。

- (4) 指定した振替日に対応する応答日がないときは、その月の末日をもって振替日とします。なお、振替指定日が休業日にあたる場合は、お客様の指定により前営業日または翌営業日に振替処理をいたします。
- (5) 本サービスによる口座振替の引落としにあたっては、スウィング元口座（支払口座）規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (6) 本サービスによる口座振替については、口座振替済の通知の発行は省略するものとします。
- (7) ① 本サービス依頼書の内容の変更または解約をする場合は、あらかじめ当会所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当会は責任を負いません。
- ② 相続の開始等、本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合には、本サービスは通知することなく解約いたします。

4. ～16. （省略）

以 上

(2024年4月1日現在)

定期積金規定

1. ～8. (省略)

9. (自動満期処理の特約)

前記第8条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。

(1) 定期貯金へ預入れする場合の取扱い

- ① 預入れできる定期貯金は、大口定期貯金、スーパー定期貯金、削除のいずれかの預入れとします。ただし、満期日を指定する期日指定方式の取扱いはできません。
- ② 通帳扱いの定期貯金へ預入れする場合は、既に発行されている総合口座通帳および定期貯金通帳への預入とします。
- ③ 預入金額は、給付契約金（税引後）全額または指定した金額とします。
- ④ 定期貯金の適用利率は、振替日における当会所定の利率とします。

(2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い

- ① 貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。
- ② 預入金額は、給付契約金（税引後）金額または前記第1項第3号の指定により定期貯金を作成した場合の残額とします。

(3) 自動的に解約し、指定された貯金に振替えられた後は、この積金を証書でご利用のときは、証書は無効になりますので、直ちに当店に返却してください。また、この積金を通帳でご利用のときは、満期日以後に解約明細を記帳いたしますので、通帳を提示してください。

(4) この積金の満期繰延べがあったときは、自動処理の対象外とし、以後この自動満期処理の特約は解約されたものとして取扱います。

10. ～23. (省略)

以 上
(2025年8月1日現在)

定期積金規定

1. ～8. (省略)

9. (自動満期処理の特約)

前記第8条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。

(1) 定期貯金へ預入れする場合の取扱い

- ① 預入れできる定期貯金は、大口定期貯金、スーパー定期貯金、変動金利定期貯金のいずれかの預入れとします。ただし、満期日を指定する期日指定方式の取扱いはできません。
- ② 通帳扱いの定期貯金へ預入れする場合は、既に発行されている総合口座通帳および定期貯金通帳への預入とします。
- ③ 預入金額は、給付契約金（税引後）全額または指定した金額とします。
- ④ 定期貯金の適用利率は、振替日における当会所定の利率とします。

(2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い

- ① 貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。
- ② 預入金額は、給付契約金（税引後）金額または前記第1項第3号の指定により定期貯金を作成した場合の残額とします。

(3) 自動的に解約し、指定された貯金に振替えられた後は、この積金を証書でご利用のときは、証書は無効になりますので、直ちに当店に返却してください。また、この積金を通帳でご利用のときは、満期日以後に解約明細を記帳いたしますので、通帳を提示してください。

(4) この積金の満期繰延べがあったときは、自動処理の対象外とし、以後この自動満期処理の特約は解約されたものとして取扱います。

10. ～23. (省略)

以 上
(2024年4月1日現在)

譲渡性貯金規定

1. (省略)

2. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書に記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは、次によります。
- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日から中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息（以下、「中間払利息」といいます。）を、中間利払日以後に支払います。なお、中間払利息を請求する場合には、当会所定の定期・譲渡性貯金中間利払利息請求書（以下、「中間払利息請求書」といいます。）に、届出の印章により記名押印して、この証書とともに証書に記載の取扱店に提出してください。
- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。
- (2) この貯金の譲渡があった場合には、この貯金の利息は、最終の譲受人に支払います。ただし、中間払利息は、支払請求時の譲受人に支払います。
- (3) この貯金には、満期日以後は利息を付けません。
- (4) この貯金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. ～12. (省略)

以 上
(2025年8月1日現在)

譲渡性貯金規定

1. (省略)

2. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書に記載の利率（以下、「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの貯金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの貯金の利息の支払いは、次によります。
- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日から中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息（以下、「中間払利息」といいます。）を、中間利払日以後に支払います。なお、中間払利息を請求する場合には、当会所定の定期・譲渡性貯金中間利払利息請求書（以下、「中間払利息請求書」といいます。）に、届出の印章により記名押印して、この証書とともに証書に記載の取扱店に提出してください。
- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの貯金とともに支払います。
- (2) この貯金の譲渡があった場合には、この貯金の利息は、最終の譲受人に支払います。ただし、中間払利息は、支払請求時の譲受人に支払います。
- (3) この貯金には、満期日以後は利息を付けません。
- (4) この貯金の付利単位は1,000万円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. ～12. (省略)

以 上
(2020年4月1日現在)